

令和 最新版

40年ぶりの民法大改正に完全対応!

週刊文春

65人の専門家がお答えします!

死後の手続き 100の疑問

読者からの

手続き

行くべき
場所と必要物

「死亡届は7日以内、
年金・健康保険は14日以内に」

記入式

「親に聞いて
おくこと」

「ID、パスワードは必須、
預貯金は座をひとつに」

葬儀・お墓・片づけ

決めるのは5つだけ「葬儀」の手続き
成名の相場は? 不仲の親戚に連絡すべき? 「家族葬・直葬」って?
夫や姑と同じ墓に
入りたくないあなたへ
実家の整理
遺品の片づけ

相続

40年ぶりの大改正
妻が得する

国税OBが教える

絶対損しない鉄板ガイド
65歳になったら
新相続術

「争族」を防ぐ「遺言状の書き方」

「争族」を防ぐ! 「遺言状の書き方」 完全ガイド

遺言を残す日本人は10人に1人。
「遺言を書くなんて縁起でもない。
自分はまだ元気だ!」お気持ちはわかります。
でも、遺言がないばかりに家族を困らせ、
争わせてしまうことも。
「誰に、何を託すか」その大事なことを決めるための
8つのステップを識者が徹底解説。



相続

「争族」を防ぐ!
「遺言状の書き方」完全ガイド

「遺言」はなぜ必要なのか
争族という言葉をご存知だろうか。相続、つまり親の遺産の分配を巡り、仲の良い家族が争い、断絶する。そんな悲劇が日常的に起きている。実は、争族を生む原因のひとつが、「遺言がないこと」だ。親が生前、財産の配分について意思表示をしていなかったためにトラブルが起きるのだ。それでも遺言状を書く人は少数派という。

「遺言は、大きく2種類に分かれます。自分で書く「自筆証書遺言」と、公証役場で作成する「公正証書遺言」です。自筆証書遺言は2016年に約1万7000件、公正証書遺言は17年に約11万件、増加傾向ではありますが、それでも年間死亡者数の約1割しか遺言を残していないのが現状です。なお、お相続相談室理事で行政書士の橋倉謙氏。

今日からできる手順リスト
面倒な財産目録PC作成OKに
西暦を略すと…書き方NG集
頼りになる公証役場って何だ?
嫁、寄付…法定相続人以外に財産を残す
揉め事を減らす付言の使い方

40年ぶりの民法大改正をおさらい

絶対に押さえてたい変更点7つ

2019年1月施行	「遺言書の『財産目録』は、パソコンでの作成が可能に」 「財産目録」の作成がしやすくなり、資産の洗い出しが簡単になる。今回の法改正を機に、作成しておこう。 →「相続やることリスト30」(P56～)
2019年7月施行	「凍結口座から150万円を引き出せる」 相続人であれば、以前よりラクに故人の預金を引き出せるように。葬儀代など当座の支出に使うことができる。 →「相続やることリスト30」(P56～)
	「義父母の介護への貢献に『特別寄与料』」 義父母の介護を行った嫁(妻)には、夫のきょうだいに貢献度に応じた「特別寄与料」を請求する権利が与えられる。 →「妻が得する新・相続術」(P62～)
	「配偶者への自宅の贈与は、遺産分割の対象外に」 20年以上の婚姻関係があれば認められ、配偶者の遺産相続が取得になる。 →「妻が得する新・相続術」(P62～)
	「遺留分の不足は、金銭で請求可能に」 遺留分とは、法定相続人が最低限、資産を受け取れる権利。今回の改正で、不足部分は金銭債権として請求できるようになる。これにより、相続人による不動産の共有状態の解消が可能に。
2020年4月施行	「夫婦で過ごした家に、今後も住み続けやすく」 「配偶者居住権」の新設により、故人と住んだ自宅に、配偶者が住み続ける権利を保障。 →「妻が得する新・相続術」(P62～)
2020年7月施行	「自筆証書遺言は、法務局に預けられるように」 これにより、遺言の「不発見リスク」が軽減される。 →「遺言状の書き方」完全ガイド」(P73～)

「遺言書で『相続させない』と明記できません」(弁護士 橋倉謙氏)
「遺言書で『相続させない』と明記できません」(弁護士 橋倉謙氏)

99 相続させたくない親族(法定相続人)がいます。
「配てきます。その相続人が遺留分を持つときは、自分の生前に家庭裁判所に申し立ててその相続人の排除を申請することもできます。ただし相続排除が認められるハードルは高く、例えば子供が虐待相当の暴言を吐いた

100 長年介護をしてくれた長男の嫁にも財産を残したいのですが。(82歳)
「遺言書でその旨を書くことが

「遺言」
「遺言」
「遺言」

今がラストチャンス

そろそろ終わる、お得な「特例」

2021年3月終了	「教育資金贈与」の特例 孫にであれば、亡くなる直前でも、1人につき1500万円まで教育資金が課税されない制度。早めに贈与しておきたい。
2023年12月終了	「空き家の売却特例」 亡くなった親の空き家を売却する際、今なら最大3000万円の控除が受けられる。

実はこれは2大リスクです。実際に遺産を分ける段になると、どれだけ仲の良い家族でも亀裂が入ることは珍しくない。数百万円のお金が残っていれば、遺産分割に際してトラブルになる可能性はある。

私は、全ての家庭で遺言書は書いた方がいいと思っています。なぜ遺言状を書かないのか。「難しそうだし、面倒くさそう」ということはあるだろう。法律を知らなければ書けないのではなか、書いたら仏壇の奥にでも隠しておけばいいのかわからないことだらけだ。

だが、2019年7月に施行される民法の改正により、遺言が書きやすく、身近なものになる。

「大きく変わるのは、自分で書く自筆証書遺言です。これまでが全て自筆で書く必要がありましたが、先行して同1月から「財産目録」に関してはパソコンでの作成が認められています。せっかくなので書いた遺言が死後に

発見されなかったり、場合によっては遺族によって隠匿されるケースもありますが、2020年7月10日からは法務局で自筆証書遺言を保管してもらったり、それが可能になるので、そのリスクは軽減されます。」(前出 横濱氏)

面倒くさがる遺言を残さないこと、遺族はもつと面倒なことになってしまふ。江藤氏がいう。「例えば親が亡くなって四十九日も済んだ頃、子供たちが親の銀行口座や自宅の名義変更を進行する。必ず「遺言はありますか?」と聞かれます。「ない」と答えると、「それでは名義変更は出来ないのよ。法定相続人全員の自署押印のある遺産分割協議書を作成して下さい」と言われます。すべての相続人が遺産分割の内容に納得してハンコを押さないと、親の銀行口座からお金を引き出すことも、車を中古車屋で売れることもできません。2019年7月以降、相続金の一部引き出しが可能になる。」

場合によっては、付き合ひのなかつた遠い親戚に連絡する必要も出てくる。自分には財産を残す相手がいないから遺言は必要ない。それも手言だ。「自分はおひりりさまで、だが女性がいなくて、没後調べたら、甥や姪など、相続人が10人以上いることが分かったのです。遺言がなかつたので、遺産分割に非常に時間がかかりました。」(前出 横濱氏)

では、遺言はいつ書けばいいのかわ。高橋氏によれば、書く場合は「高橋氏」が強いが、実はあまり歳を取ってからの思いがけないリスクがある。税理士の中島典子氏がいう。「せっかく遺言を残しても、認知症を患っていたら無効だとトラブルになるケースがしばしばあります。まだ早い、と感じるかも知れませんが、40代で書いてもいい。遺言がなかつたために、大争

合は決まっている。「配偶者、子供が1人いた場合は、それぞれ遺産の半分ずつを受け取る権利があります。子供がいらない夫婦だと親が相続人になる。配偶者が3分の2、親が3分の1。子供も親もいない場合は兄弟姉妹が相続人になります。配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1を受け取ります。」(前出 横濱氏)

逆にいえば、法定相続人以外の人に遺産を残したい場合は遺言を残す必要がある、ということだ。分割協議、つまり家族たちで面倒な話し合いをさせたくない場合も、遺言はいい。公正証書遺言なら、法定相続人の確認のため戸籍謄本の提出を求められる。自分が生まれてから現在までの連続したものと、全ての相続人との署名が明記されたものが必要だ。本籍地が遠方だったり、複数の戸籍を集める必要がある場合は、行政書士などに委任を代行しても

な人を守れないこともある。明日何が起きるかは、年齢に関係がない。だから、こどもが結婚したり、家族構成が変わったなどのタイミングで、何かしつてもいいから遺言を書いておく。遺言は作成した日付の新しいものが優先されます。気持ちが変わつたらいつでも何度でも、内容は更新できますから。」

遺言状を書くことを決意したら、具体的にはどうすればいいか。実際の手順を紹介しよう。まずは、自宅や職場近くの「公正役場」に足を運んでみることを勧めたい。全国に約300カ所ある、公正証書の作成などを行う法務局所管の公的機関だ。

この窓口では、遺言を作るために必要な手続きを、無料で教えてくれる。遺言には大きく分けて2種類ある、という話も出てくるだろう。

「争いを防ぐ」
「遺産の書き方」完全ガイド

誰が自分の法定相続人なのか

「争いを防ぐ」
「遺産の書き方」完全ガイド

誰が自分の法定相続人なのか

誰が自分の法定相続人なのか

コストの面で手帳なのは自筆証書遺言だ。紙に消えない文房具で自筆で記し、自分で保管するだけ。特別な費用は不要だ。ただし、相簿が実際に始まる際、遺族が家庭裁判所に連絡し、「検認」という、遺言の開封式を行わないと効力は発揮されない。

公正証書遺言は公証人にアポイントを取って公正証書場に赴き、書いてもらうのが基本。公証人は元検察官、元弁護士といった法律のプロ。間違いない心配はない。完成した遺言は公正証書場で保管してくれる。

ただし費用はかかる。「何人にもいくらかかるとは」によって変わるが、例えば「1000万円を超えて3000万円以下」を1人に渡す場合は、2万3000円の手数料に加え、用紙代などがかかる。基本的に、財産総額と相続人が増えれば費用も増えていく。

誰が自分の法定相続人なのか

誰が自分の法定相続人なのか

「自分の法定相続人は誰なのか」ということを確認しよう。法定相続人とは、民法で定められている「自分の遺産を受け取る権利がある人」。配偶者は必ず相続人になる。次いで子及びその代襲相続人(子が亡くなっている場合は孫)が第1順位。第2順位は両親などの直系尊属。第3順位は兄弟姉妹とその代襲相続人(孫)だ。

遺言がない場合、遺産は「法定相続」か「分割協議」による相続に相続される。法定相続の順

誰が自分の法定相続人なのか

誰が自分の法定相続人なのか

誰が自分の法定相続人なのか

か、自分の財産がどこにどれだけあるかを整理したら、いちばん重要なこと、すなわち「財産を誰にどう分けるか」を決める準備が整ったことになる。

「誰に、何を、どのくらい相続させるかを指定できること。これが遺言を書く最大のメリットです。内縁のパートナーなど、法定相続人ではない人に財産を分けることが可能になる。自分の意思を相続に反映できるのです」(前出・弁護士)

たとえば妻の没後、自分の食事の世話をしてくれている息子や妻、つまり、嫁。彼女に感謝の気持ちとして遺産を残したい、と思っても、子の配偶者は法定相続人ではない。遺言に明記しておく必要がある。

ただし、すべて思いのままに分配できる訳ではない。気をつけなくてはならないのは「遺留分」だ。

「遺留分とは、法定相続人が最低限、遺産を受け取れる権利です。権利を持つのは配偶者と子

今日から始められる！ 「遺言」作成の手続き

ステップ	解説
①公証役場に行ってみる	遺言は自分で書き、自分で保管する「自筆証書遺言」と、公証役場でつひ(有料)役場で保管する「公正証書遺言」に大別される。公証役場では、無料で遺言に関するアドバイスが受けられる
②法定相続人を確認する	公正証書遺言の場合は、本人ならびに法定相続人の戸籍謄本の提出を求められる。行政書士などに取り寄せて代行してもらうことも可能
③自分の資産を正しく把握する	財産目録をつくるためにも必要 *不動産登記簿謄本を取る *自分の預金、金融商品をすべて書き出す(ローンなどがあれば残高を確認)
④財産を誰にどう分けるか決める	遺留分を侵害していないか確認。弁護士などに助言を求めてもよい 寄付を考えているなら受け入れ先の確認 遺言執行者を決定する
⑤付言の内容を考える	遺言に込めた気持ちや遺族へのメッセージを記すことで、トラブルを回避できる場合も多い
⑥証人を用意する	公正証書遺言の場合は2人必要
⑦遺言を作成する	遺言書と財産目録を一对にするのが一般的 日にちの書き方など、NG項目に留意 公正証書遺言の場合は予約の上、公証役場に必要書類を持参し作成
⑧遺言を保管する	自筆証書遺言の場合は、遺言執行者にだけ事前に保管場所を伝えるのがよい。2020年7月からは自筆証書遺言も法務局で保管してくれるようになる

※読者のアドバイスを元に作成

供、その直系尊属(元養親)には認められていません(前出)

配偶者と子供2人が法定相続人なら、配偶者は常に全体の4分の1、子供は8分の1ずつの遺留分を有する。ゆえに配偶者に8分の1、残りの8分の7は内縁のパートナーに、といった遺言はそのままだと通らない。こうしたケースは法定相続人が多くなると複雑なので、弁護士などに相談するよいだろう。

縁の深い慈善団体などに寄付を考える人もいるかもしれない。あるいは価値のある骨董品などを美術館に寄贈したい、などが、この場合も遺留分に留意するとともに、受け入れ先のニーズを考える必要がある。

なごみ行政書士事務所所長の池邊和美氏が言う。

「寄付を受け入れてくれる団体や組織は、実は多くありません。〇〇美術館に寄付したい、など相談された場合はこちらで受け入れて貰えるか確認を取りますが、『どこでもいいから寄

付を」という遺言だと、表現は困難なのが実情です」

もうひとつ、本人が決めているはならないものがある。「遺言執行者だ。遺言者の死後、実際に遺言通りに実務を行う人」のことで、自筆証書遺言、公正証書遺言いずれの場合も指定しておいた方がいい。

一般的には最も多くの財産を受け取る人や後継ぎなどを指定するケースが多いが、司法書士、行政書士などに依頼する事

守屋広広さん(80)は昨年伯母を亡くした。伯母は夫に先立たれ、子供も幼い頃に事故で失っていたため直系の相続人がおらず、伯母の弟妹3人で遺産を分配するはずだった。

しかし伯母は、最も可愛がっていた末弟の子のA子さん、つまり姪に全ての遺産を渡す遺言を残していた。

「それを知った、妹である私の母は怒ったんです。『甥っ子、姪っ子はたくさんいるのに、なぜあの子にだけ!』って。でも遺言にあった付言に、伯母が末弟と住んでいた頃の思い出がたくさん書いてあって、その子供であるA子さんは、自分にとって死んだという気持ちも綴られていたんです。『みんなですつと仲良く過ごしてね』と結

も可能だ。

遺言には「付言事項」を加えることができる。法的な拘束力はないが、「なぜ遺言を書いたのか」「どうしてこういう財産の分配にしたのか」という、作成者の「想い」を記すものだ。付言で家族に向けたメッセージを示せば、遺言全体に「血が通う」という。

「私は、依頼者の方には『ぜひ付言を書いて下さい』と必ずお願いしています」(前出・池邊氏)

「財産を渡す相手や法定相続人は誰人になれません。びったりとした候補者がいない場合は、1人数千円、1万円程度で公証役場が用意してくれます」(前出・江藤氏)

これで準備は整った。実際に遺言を作成しよう。

公正証書遺言は、公証人が文

「争族」を防ぐ!
「遺言状の書き方」完全ガイド

